

## 一般社団法人 Well Trade Project WAKA 肖像権の取扱規程

### 第1条(目的)

本規程は、Well Trade Project WAKA(以下「当法人」という)が主催する大会に参加または関与する、競技者および指導者ならびにその他の関係者の肖像の取り扱いに関し、基本事項を定めることを目的とする。

### 第2条(定義)

本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)本大会とは、当法人が主催する大会の本選および各都道府県で実施される選考会のことをいう。
- (2)競技者とは、当法人が主催する大会の本選および各都道府県で実施される選考会に参加する中学生のことをいう。
- (3)指導者とは、当法人が主催する大会の本選および各都道府県で実施される選考会の役員、監督・コーチ・引率者のことをいう。
- (4)本大会関係者とは、競技役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、当法人および本大会に関係する機関・競技団体の関係者のことをいう。
- (5)肖像とは、人の容貌・姿態および個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等のことをいう。
- (6)肖像権とは、肖像をみだりに撮影もしくは記録され、または、撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利、および、肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利のことをいう。

### 第3条(肖像の管理)

当法人は、次条以下に定める範囲で、競技者、指導者および本大会関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

### 第4条(当法人等による肖像の利用)

- 1 競技者、指導者および本大会関係者は、当法人および当法人が認める企業・団体・報道機関等が次の各号の行為を行うことにつき、異議を述べない。
  - (1)本大会の開催期間中に、本大会の会場およびその周辺において、競技者、指導者および本大会関係者の肖像を撮影し、または記録すること。
  - (2)前号により撮影または記録した肖像を新聞、雑誌、ホームページに掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、または、商品化するなど営利非営利を問わず利用すること。
  - (3)第1号により撮影または記録した肖像を有償で譲渡すること。
- 2競技者、指導者および本大会関係者は、前項による肖像の利用について、名目の如何を問わず一切の対価を請求しない。

### 第5条(第三者による肖像の利用)

競技者、指導者および本大会関係者は、当法人の事前の書面による承諾のある場合を除き、本大会における自己の肖像を第三者に利用させてはならない。ただし、本人また

はその家族が私的に利用する場合を除く。

#### 第6条(本規程の承諾)

- 1 競技者および指導者は、本大会の参加申込書の提出により、本規程を承諾したものと  
する。
- 2 本大会関係者は、本大会に関与することが決定したとき、本規程を承諾したものと  
する。
- 3 当法人および本大会関係者は、前二項に規定する以外の者に対し、本大会会場に来場  
した場合には、本規程を承諾したものと見なされる旨、掲示、放送その他の方法によ  
り告知する。

#### 第7条(権利の侵害)

当法人、競技者、指導者および本大会関係者は、競技者、指導者または本大会関係者  
の肖像権を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

#### 第8条(本規程に属さない事項)

本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として当法人の基本問題検討委員会  
で協議し、理事会の決定により解決するものとし、競技者、指導者および本大会関係者  
は当該決定に従うものとする。

#### 第9条(改廃)

当法人は、必要があると認めるときは、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、  
または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、改訂前に撮影ま  
たは記録された肖像も含めて、改訂後の本規程が適用されるものとする。

#### 第10条(違反時の措置)

競技者、指導者および本大会関係者が本規程に違反したときは、当法人は、損害賠償  
請求等の法的措置その他当法人が相当と認める措置をとることができる。

#### 附則

本規程は、令和2年 年11月 11 日より施行する。